

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
		4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
		10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
		14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	丹下 貞行	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	9番	橋本 淳
13番	近藤 淳司	17番	小原 正広
19番	八木 章嘉		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後1時57分開会

【事務局】

定刻前ではございますが、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第10回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、丹下委員、杉村委員、瀧委員、橋本委員、近藤委員、小原委員、八木委員の7名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。昨年10月1日に農業委員として任命され、1年が経過しました。皆様には、委員活動に御尽力いただいているところでありますが、これからも稲沢市の農業発展のため、活動に取り組んでいただきますようご協力のほど、よろしく申し上げます。

それでは、只今から、令和4年第10回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は12人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、11番佐藤委員、12番浅野委員を指名いたします。

次に日程第2議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在9,947㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では300日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在9,740㎡の農地を経営しており、個人で年300日、世帯では420日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、隣接に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在3,006㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では480日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、隣接農地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在2,971㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では220日農業に従事しております。

番号5番

申請地 地目 面積を朗読

贈与での所有権移転です。

申請地を贈与し、規模拡大するために後継者へ継承するものです。

受人は現在4,979㎡の農地を経営しており、個人で年間160日、世帯では320日農業に従事しております。

番号6番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 11,585 m²の農地を経営しており、個人で年間 160 日、世帯では 160 日農業に従事しております。

番号7番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 2,214 m²の農地を経営しており、個人で年間 100 日、世帯では 270 日農業に従事しております。

4 ページをお願いします

番号8

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 2,987.25 m²の農地を経営しており、個人で年間 270 日、世帯では 670 日農業に従事しております。

番号9番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 15,763.30 m²の農地を経営しており、個人で年間 250 日、世帯では 600 日農業に従事しております。

番号10番と11番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号10番

申請地 地目 面積を朗読

番号11番

申請地 地目 面積を朗読

登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 1,164,197.70 m²の農地を経営しており、個人で年間 280 日、世帯では 1120 日農業に従事しております。

農地を取得することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号 1 2 番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 6,595 m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 700 日農業に従事しております。

番号 1 3 番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 6,172 m²の農地を経営しており、個人で年間 250 日、世帯では 250 日農業に従事しております。

番号 1 4 番

申請地 地目 面積を朗読

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親類関係にあり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在 12,851 m²の農地を経営しており、個人で年間 90 日、世帯では 150 日農業に従事しております。

番号 1 5 番

申請地 地目 面積を朗読

登記地目は田ですが、畑に改良します。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣農地であり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 30,341 m²の農地を経営しており、個人で年間 280 日、世帯では 840 日農業に従事しております。

農地を取得することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

5ページをお願いします。

番号16番と17番は受人がそれぞれ近隣の農地を取得するための交換での所有権移転になります。

番号16番

申請地 地目 面積を朗読

農地の交換による所有権移転です。

受人は現在5,419.08㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では300日農業に従事しております。

番号17番

申請地 地目 面積を朗読

登記地目は田ですが、現況は畑になります。

農地の交換による所有権移転です。

受人は現在6,503㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では350日農業に従事しております。

番号18番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在43,302㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では520日農業に従事しております。

番号19番

申請地 地目 面積を朗読

登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在23,738㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では330日農業に従事しております。

番号20番と21番と22番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号20番

申請地 地目 面積を朗読

番号21番

申請地 地目 面積を朗読

番号22番

申請地 地目 面積を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、近隣農地であり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 18,052.1 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 720 日農業に従事しております。

6 ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件になります。

番号23番

申請地 地目 面積を朗読

許可日から3年間の使用貸借権の設定です。

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

受人は、今回の申請で 2,012 m²の農地を経営することとなり、個人で年間 100 日、世帯では 190 日農業に従事する計画です。

7 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 23 件、移動の土地は、田 21 筆 15,488 m²、畑 18 筆 6,260.88 m²、合計 39 筆 21,748.88 m²です。

以上、番号 1 番から 23 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 51 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

8ページをお願いします。

議案第52号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

9ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

宅地1,114.12㎡と一体利用します。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

10ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は3件、転用の土地は、田1筆 224㎡、畑2筆 510㎡ 合計3筆734㎡です。

以上、4条申請3件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第52号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として

愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

つづきまして、11ページをお願いいたします。議案第53号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買での所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

宅地168㎡と一体利用します。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場・駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地で、雑種地1674㎡と一体利用します。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、14ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは店舗を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場・駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

宅地 515.70 m²と一体利用します。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号18申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

宅地及び雑種地 885.01 m²と一体利用します。

つづきまして、15ページの総括表をご覧ください。

5条の申請件数は、18件 転用土地 田 7筆 2,655 m² 畑 15筆 3,244.49 m² 合計22筆 5,899.49 m²です。

以上5条申請 18件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第53号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5報告第28号 現況証明願の報告についてから日程第7報告30号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

16ページをお願いします。

報告第28号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

17ページをお願いします。

1番 申請地 地目 面積 を朗読

昭和42年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、18ページをお願いします。報告第29号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

19ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

1番 申請地 地目 面積 を朗読

駐車場による転用でございます。

公衆用道路 3.09㎡と一体利用します。

2番 申請地 地目 面積 を朗読

駐車場による転用でございます。

宅地 270.65㎡、雑種地 476㎡と一体利用します。

20ページ総括表をお願いします。

申請件数 2件 田 2筆 97㎡ 畑 2筆 410㎡ 合計 4筆 507㎡です。

つづきまして、21ページをお願いいたします。

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

22ページをお願いします。

1番 申請地 地目 面積 を朗読
耕作者の都合のため賃借権の解除になります。

2番 申請地 地目 面積 を朗読
農地転用ための賃借権の解除になります。

3番 申請地 地目 面積 を朗読
農地売買のための賃借権の解除です。

4番 申請地 地目 面積 を朗読
農地売買のための賃借権の解除です。

5番 申請地 地目 面積 を朗読
賃借人変更のための賃借権の解除です。

6番 申請地 地目 面積 を朗読
農地売買のための賃借権の解除です。

7番 申請地 地目 面積 を朗読
農地転用のための賃借権の解除です。

8番 申請地 地目 面積 を朗読
農地売買のための賃借権の解除です。

23ページの総括表をお願いします。

申請件数 8件 田 9筆 6,695㎡ 畑 1筆 1,358㎡ 合計 10筆 8,053㎡ です。
以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第10回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

令和4年第10回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年10月26日 産業会館大会議室

午後2時30分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

1 1 番委員

佐藤 哲郎

1 2 番委員

浅野 早苗